

資料 3

## 第 3 旅行法規定改正法中の民法施行法の附録

高橋 弘

12. 本法（民法施行法）の附録 Anhang の添付 Anlage 第 11 乃至第 18 が添えられる。

### 附録（第 2 条第 12 号関係）

#### 目次

- 添付 11（第 250 款第 2 条第 1 項関係） 民法第 651a 条の規定によるバック旅行の場合の、旅行者への情報提供に関する方式用紙のひな形
- 添付 12（第 250 款第 2 条第 2 項関係） 民法第 651u 条の規定による外国学校滞在に関する契約の場合の、旅行者への情報提供に関する方式用紙のひな形
- 添付 13（第 250 款第 4 条関係） 民法第 651c 条の規定によるバック旅行の場合の、旅行者への情報提供に関する方式用紙のひな形
- 添付 14（第 251 款第 2 条第 1 文第 1 号 a 関係） リンクされた旅行給付の仲介人が、旅行者が帰路運送契約を含む契約を締結した運送人であり、かつ、民法第 651w 条第 1 項第 1 文第 1 号の規定による仲介が行われるときの、旅行者への情報提供に関する方式用紙のひな形
- 添付 15（第 251 款第 2 条第 1 文第 1 号 b 関係） リンクされた旅行給付の仲介人が、旅行者が帰路運送契約を含む契約を締結した運送人であり、かつ、民法第 651w 条第 1 項第 1 文第 2 号の規定による仲介が行われるときの、旅行者への情報提供に関する方式用紙のひな形
- 添付 16（第 251 款第 2 条第 1 文第 2 号 a 関係） リンクされた旅行給付の仲介人が、旅行者が帰路運送契約を含む契約を締結した運送人でなく、かつ、民法第 651w 条第 1 項第 1 文第 1 号の規定による仲介が行われるときの、旅行者への情報提供に関する方式用紙のひな形
- 添付 17（第 251 款第 2 条第 1 文第 2 号 b 関係） リンクされた旅行給付の仲介人が、旅行者が帰路運送契約を含む契約を締結した運送人でなく、かつ、民法第 651w 条第 1 項第 1 文第 2 号の規定による仲介が行われるときの、旅行者への情報提供に関する方式用紙のひな形
- 添付 18（第 252 款第 1 項関係） 担保証書のひな形

（添付 11 は、新 EU 指令第 2015/2302 号（以下、指令という）の附録 I A 部

及びB部の、添付13は、指令の附録I C部の、添付14は、指令の附録II A部の、添付15は、指令の附録II D部の、添付16は、指令の附録II B部及びC部の、添付17は、指令の附録II E部の、それぞれ国内法化に対応している。

添付12は、指令の国内法化に際して規制の余地が利用されるから、パック旅行法が適用（準用）される事例（外国学校滞在 - 民法第651u条参照；民法施行法第250款第2条第2項を見よ）に関する。添付18は、担保証書のひな形である。

なお、新EU指令第2015/2302号の附録は、広島法学40巻2号（2016.10）197頁以下の資料4を参照。）

添付11（第250款第2条第1項関係） 民法第651a条の規定によるパック旅行の場合の、旅行者への情報提供に関する方式用紙のひな形

あなたに提供される旅行給付の組み合わせの場合には、EU指令第2015/2302号の意味におけるパック旅行が問題となります。①

それゆえ、あなたは、パック旅行に適用されるEUの全ての権利を要求できます。

事業者②は、パック旅行全体の取り決め通りの実施につき全責任を負っています。

その上、事業者②は、その倒産の場合に、あなたの支払った金額の返済のために、及び、パック旅行に運送が含まれているときは、あなたの帰路運送の保証のために、法律に定められた防護を提供します\*。

③

④ EU指令第2015/2302号による最重要な諸権利

— 旅行者は、パック旅行契約の締結前にパック旅行に関する全ての本質的な情報を受け取ります。

- 一 事業者は、契約に含まれている全旅行給付の取り決め通りの実施につき、少なくとも常に責任を負っています。
- 一 旅行者は、旅行主催者又は旅行代理店と連絡を取りうる緊急呼び出し電話番号又は連絡機関に関するデータを受け取ります。
- 一 旅行者は、(相当な期間内にかつ事情により追加費用を支払って)パック旅行を他の人に譲渡することができます。
- 一 パック旅行の代金は、特定の費用(例えば燃料代金)が値上がりし、かつ、このことが契約中に明定されており、かつ、常にパック旅行の開始前遅くとも20日までになされるときにのみ、引き上げが許されます。代金引き上げがパック旅行代金の8%を超えるときは、旅行者は契約を解除できます。旅行主催者が代金引き上げの権利を留保している場合に、当該費用が値下がりしたときは、旅行者は、代金引き下げの権利を有します。
- 一 代金を除いて、パック旅行の本質的な構成要素の1つが、著しく変更されるときは、旅行者は、解除料の支払をすることなく契約を解除し、かつ、全支払金額の完全な払い戻しを受け取ることができます。パック旅行に責任を負う事業者がパック旅行の開始前にパック旅行を取り消すときは、旅行者は、費用の払い戻しの、及び、事情によっては補償の、請求権を有します。
- 一 例えば目的地においてパック旅行を侵害するであろう重大な安全問題が存在する場合のように、パック旅行の開始前に異常事態が発生したときは、旅行者は、解除料の支払をすることなく、契約を解除できます。
- 一 その上、旅行者は、パック旅行の開始前ならいつでも、相当なかつ是認できる解除料を支払って、契約を解除できます。
- 一 パック旅行の開始後にパック旅行の本質的な構成要素が合意通りに履行されえないときは、他の適当な代替措置が、追加費用の支払い

を要することなく旅行者に提供されるべきであります。給付が契約通りに提供されず、かつ、このことが契約上のパック旅行給付の提供に重大な影響を及ぼし、かつ、旅行主催者が瑕疵除去を行うことを怠るときは、旅行者は、解除料の支払をすることなく契約を解除できます（ドイツ連邦共和国では、この権利は「解約」といいます。）。

- 一 旅行給付が提供されないとき、又は、契約の取り決め通りに提供されないときは、旅行者は、代金減額及び／又は損害賠償の請求権を有します。
- 一 旅行者が困難に遭遇したときは、旅行主催者は旅行者に援助 *Beistand* を提供します
- 一 旅行主催者の倒産又は（若干の加盟国では）旅行仲介人の倒産の場合には、支払金額が払い戻されます。パック旅行の開始後に旅行主催者又は（該当するときは）旅行仲介人の倒産が発生し、かつ、運送がパック旅行の構成要素であるときは、旅行者の帰路運送が保証されます。②は、⑤と倒産防護 *Insolvenzabsicherung* を締結しています\*。②の倒産により給付が旅行者に拒絶されるときは、旅行者はこの組織と、又は、場合によっては管轄官庁（⑥）と、コンタクトを取ることができます\*。

⑦

### 作成上の注意

- ① その旅行代金が500ユーロを超える日帰り旅行の場合には、先行の文章に代えて、以下の文章を挿入する。すなわち、「あなたに提供される旅行給付の組み合わせの場合には、民法の規定により、EU指令第2015/2302号の意味におけるパック旅行のように取り扱われる日帰り旅行が問題となっています。」
- ② ここに旅行主催者の商号／氏名を挿入する。

- ③ 情報が電子取引のためのウェブサイトで提供されるときは、ここに、その操作後に④に関する諸情報が提供される、「EU 指令第 2015/2302 号によるあなたの最重要な諸権利に関する更なる諸情報」という文言で書かれたハイパーリンク接続面が、挿入されなければならない。
- ④ EU 指令第 2015/2302 号による最重要な諸権利に関する諸情報は、③のハイパーリンク接続面 *Hyperlink-Schaltflaeche* の操作後に提供されるか、又は、情報が電子取引のためのウェブサイトで提供されないときは、第 1 掲示板における諸情報に添えて、直接、掲示板の下方に付け加えられる。
- ⑤ ここには、以下のことが挿入される。
- a) 民法第 651s 条の場合には、倒産保護を提供する組織の名称、
  - b) その他の全ての場合には、顧客の金銭防護者(民法第 651r 条第 3 項)の名称
- ⑥ ここには、以下のことが挿入される。
- a) 民法第 651s 条の場合には、その時その時の、その居住する土地の住所、E メールアドレス及び電話番号を含む、倒産保護を提供する組織の連絡データ、及び、場合によっては、管轄官庁の名称及び連絡データ、
  - b) その他の全ての場合には、その居住する土地の住所、E メールアドレス及び電話番号を含む、顧客の金銭防護者(民法第 651r 条第 3 項)の連絡データ、
- ⑦ ここには、以下のことが挿入される。
- a) 情報が電子取引のためのウェブサイトで提供されるときは、「国内法化された形式での EU 指令第 2015/2302 号」という文言で書かれたハイパーリンク接続面の操作後に、ウェブサイト [www.umsetzung-richtlinie-eu2015-2302.de](http://www.umsetzung-richtlinie-eu2015-2302.de) への転送が行われる、
  - b) 情報が電子取引のためのウェブサイトで提供されないときは、「国内法化された形式での EU 指令第 2015/2302 号が見られるウェブサ

イトは、[www.umsetzung-richtlinie-eu2015-2302.de](http://www.umsetzung-richtlinie-eu2015-2302.de)である」。

\* 旅行主催者がパック旅行の終了前に旅行者の旅行代金の支払金額を受領しておらず、かつ、契約が旅行者の帰路運送を含んでいないため、民法第651r条第1項の規定により倒産担保に関する旅行主催者の義務がないときには、これらの文章はなくなる。

添付12（第250款第2条第2項関係） 民法第651u条の規定による外国学校滞在に関する契約の場合の、旅行者への情報提供に関する方式用紙のひな形

あなたに提供される契約には、パック旅行に関する民法の規定が適用されます。

それゆえ、あなたは、パック旅行に適用される権利を要求できます。外国学校滞在の場合には、とくに旅行開始前の解除及び解約につき、民法第651u条第2項乃至第4項の特別規定がさらに適用されます。

事業者①は、その倒産の場合に、法律上定められた防護を持っています\*。防護は、あなたの支払金額の返済を、及び、契約が運送を含んでいるときは、帰路運送の保証を含んでいます\*。

②

③民法の規定によるあなたの最重要な諸権利

- 旅行者は、すなわち、通例、生徒ではなく、旅行主催者の契約相手方は、パック旅行契約の締結前にパック旅行に関する全ての本質的な情報を受け取ります。
- 事業者は、契約に含まれている全旅行給付の取り決め通りの実施につき、少なくとも常に責任を負っています。
- 旅行者は、旅行主催者又は旅行代理店と連絡を取りうる緊急呼び出し電話番号又は連絡機関に関するデータを受け取ります。

- 一 旅行者は、(相当な期間内にかつ事情により追加費用を支払って)パック旅行を他の人に譲渡することができます。
- 一 旅行代金は、特定の費用(例えば燃料代金)が値上がりし、かつ、このことが契約中に明定されており、かつ、常にパック旅行の開始前遅くとも 20 日までになされるときにのみ、引き上げが許されます。代金引き上げがパック旅行代金の 8% を超えるときは、旅行者は契約を解除できます。旅行主催者が代金引き上げの権利を留保している場合に、当該費用が値下がりしたときは、旅行者は、代金引き下げの権利を有します。
- 一 代金を除いて、パック旅行の本質的な構成要素の 1 つが、著しく変更されるときは、旅行者は、解除料の支払をすることなく契約を解除し、かつ、全支払金額の完全な払い戻しを受け取ることができます。パック旅行に責任を負う事業者がパック旅行の開始前にパック旅行を取り消すときは、旅行者は、支払金額の払い戻しの、及び、事情によっては補償の、請求権を有します。
- 一 例えば目的地においてパック旅行を侵害することが予想される重大な安全問題が存在する場合のように、パック旅行の開始前に異常事態が発生したときは、旅行者は、解除料の支払をすることなく契約を解除できます。
- 一 その上、旅行者は、パック旅行の開始前ならいつでも、相当なかつ是認できる解除料を支払って、契約を解除できます。
- 一 旅行者は、旅行の終了に至るまでいつでも契約を解約できます。そのときには、旅行主催者は、合意された旅行代金から節約された費用を控除したものを請求する権利を有します。旅行主催者は、解約により必要な措置を講ずる義務を負います。とりわけ、契約が生徒の運送を含んでいるときは、旅行主催者は、その帰路運送を配慮する義務を負います。この場合、増加費用は旅行者が負担します。

- 一 パック旅行の開始後にパック旅行の本質的な構成要素が合意通りに履行されえないときは、他の適当な代替措置が、追加費用の支払いを要することなく旅行者に提供されるべきであります。給付が契約通りに提供されず、かつ、このことが契約上のパック旅行給付の提供に重大な影響を及ぼし、かつ、旅行主催者が瑕疵除去を行うことを怠るときは、旅行者は、解除料の支払をすることなく契約を解約できます。
- 一 旅行給付が提供されないとき、又は、契約の取り決め通りに提供されないときは、旅行者は、代金減額及び／又は損害賠償の請求権を有します。
- 一 旅行者又は生徒が困難に遭遇したときは、旅行主催者は旅行者又は生徒に援助を提供します。
- 一 旅行主催者の倒産の場合には、支払金額が払い戻されます。旅行の開始後に旅行主催者の倒産が発生し、かつ、運送がパック旅行の構成要素であるときは、旅行者の帰路運送が保証されます。①は、④と倒産防護を締結しています\*。①の倒産により給付が旅行者に拒絶されるときは、旅行者は、この組織と、又は、場合によっては管轄官庁（⑤）と、コンタクトを取ることができます\*。

⑥

### 作成上の注意

- ① ここに、旅行主催者の商号／氏名を挿入する。
- ② 情報が電子取引のためのウェブサイトを提供されるときは、ここに、その操作後に③に関する諸情報が提供される、「パック旅行の場合に民法が規定している最重要な諸権利に関する更なる諸情報」という文言で書かれたハイパーリンク接続面が、挿入されなければならない。
- ③ 最重要な諸権利に関する諸情報は、②のハイパーリンク接続面の操作後



に提供されるか、又は、情報が電子取引のためのウェブサイトで提供されないときは、第1掲示板における諸情報に添えて、直接、掲示板の下方に付け加えられる。

④ ここには、以下のことが挿入される。

- a) 民法第651s条の場合には、倒産保護を提供する組織の連絡データ、
- b) その他の全ての場合には、顧客の金銭防護者(民法第651r条第3項)の名前。

⑤ ここには、以下のことが挿入される。

- a) 民法第651s条の場合には、その時その時の、その所在する土地の住所、Eメールアドレス及び電話番号を含む、倒産保護を提供する組織の連絡データ、及び、場合によっては、管轄官庁の名前及び連絡データ、
- b) その他の全ての場合には、その居住する土地の住所、Eメールアドレス及び電話番号を含む、顧客の金銭防護者(民法第651r条第3項)の連絡データ、

⑥ ここには、以下のことが挿入される。

- a) 情報が電子取引のためのウェブサイトで提供されるときは、「民法の全体版 *Gesamtausgabe* への転送」という文言で書かれたハイパーリンク接続面の操作後に、ウェブサイト [www.gesetz-im-internet.de/bgb](http://www.gesetz-im-internet.de/bgb) への転送が行われる、
- b) 情報が電子取引のためのウェブサイトで提供されないときは、「民法の全体版が見られるウェブサイトは、[www.gesetz-im-internet.de/bgb](http://www.gesetz-im-internet.de/bgb) である」。

\* 旅行主催者がパック旅行の終了前に旅行者の旅行代金の支払金額を受領しておらず、かつ、契約が旅行者の帰路運送を含んでいないため、民法第651r条第1項の規定により倒産担保に関する旅行主催者の義務がないときには、これらの文章はなくなる。

添付13（第250款第4条） 民法第651c条の規定によるパック旅行の場合の、旅行者への情報提供に関する方式用紙のひな形

あなたが事業者①の予約確認の到着後24時間内に事業者②と契約を締結するとき、①と②により提供される旅行給付の場合には、EU指令第2015/2302号の意味におけるパック旅行が問題となります。

それゆえ、あなたは、パック旅行に適用されるEUの全ての権利を要求できます。

事業者①は、全パック旅行の取り決め通りの実施につき全責任を負っています。

その上、事業者①は、その倒産の場合に、あなたの支払った金額の返済のために、及び、パック旅行に運送が含まれているときは、あなたの帰路運送の保証のために法律に定められた防護を提供します\*。

③

④ EU指令第2015/2302号による最重要な諸権利

- 旅行者は、パック旅行契約の締結前にパック旅行に関する全ての本質的な情報を受け取ります。
- 事業者は、契約に含まれている全旅行給付の取り決め通りの実施につき、少なくとも常に責任を負っています。
- 旅行者は、旅行主催者又は旅行代理店と連絡を取りうる緊急呼び出し電話番号又は連絡機関に関するデータを受け取ります。
- 旅行者は、(相当な期間内にかつ事情により追加費用を支払って)パック旅行を他の人に譲渡することができます。
- パック旅行の代金は、特定の費用（例えば燃料代金）が値上がりし、かつ、このことが契約中に明定されており、かつ、常にパック旅行

の開始前遅くとも20日までになされるときにのみ、引き上げが許されます。代金引き上げがパック旅行代金の8%を超えるときは、旅行者は契約を解除できます。旅行主催者が代金引き上げの権利を留保している場合に、当該費用が値下がりしたときは、旅行者は、代金引き下げの権利を有します。

- 一 代金を除いて、パック旅行の本質的な構成要素の1つが、著しく変更されるときは、旅行者は、解除料の支払をすることなく契約を解除し、かつ、全支払金額の完全払い戻しを受け取ることができます。パック旅行に責任を負う事業者がパック旅行の開始前にパック旅行を取り消すときは、旅行者は、支払金額の払い戻しの、及び、事情によっては補償の、請求権を有します。
- 一 例えば目的地においてパック旅行を侵害することが予想される重大な安全問題が存在する場合のように、パック旅行の開始前に異常事態が発生したときは、旅行者は解除料の支払をすることなく契約を解除できます。
- 一 その上、旅行者は、パック旅行の開始前ならいつでも、相当なかつ是認できる解除料を支払って、契約を解除できます。
- 一 パック旅行の開始後にパック旅行の本質的な構成要素が合意通りに履行されえないときは、他の適当な代替措置が、追加費用の支払いを要することなく、旅行者に提供されるべきであります。給付が契約通りに提供されず、かつ、このことが契約上のパック旅行給付の提供に重大な影響を及ぼし、かつ、旅行主催者が瑕疵除去を行うことを怠るときは、旅行者は、解除料の支払をすることなく契約を解除できます(ドイツ連邦共和国では、この権利は「解約」といいます)。
- 一 旅行給付が提供されないとき、又は、契約の取り決め通りに提供されないときは、旅行者は、代金減額及び／又は損害賠償の請求権を有します。

- 一 旅行者が困難に遭遇したときは、旅行主催者は旅行者に援助を提供します。
- 一 旅行主催者の倒産又は（若干の加盟国では）旅行仲介人の倒産の場合には、支払金額が払い戻されます。パック旅行の開始後に旅行主催者又は（該当するときは）旅行仲介人の倒産が発生し、かつ、運送がパック旅行の構成要素であるときは、旅行者の帰路運送が保証されます。①は、⑤と倒産防護を締結しています\*。①の倒産により給付が旅行者に拒絶されるときは、旅行者は、この組織と、又は、場合によっては管轄官庁（⑥）と、コンタクトを取ることができます\*。

⑦

#### 作成上の注意

- ① ここに、旅行主催者と見なされる事業者（民法第 651c 条第 1 項）の商号／氏名を挿入する。
- ② ここに、民法第 651c 条第 1 項第 2 号の規定によりデータが伝送されるその他のあらゆる事業者の商号／氏名を挿入する。
- ③ ここに、その操作後に④に関する諸情報が提供される、「EU 指令第 2015/2302 号によるあなたの最重要な諸権利に関する更なる諸情報」という文言で書かれたハイパーリンク接続面が、挿入されなければならない。
- ④ EU 指令第 2015/2302 号による最重要な諸権利に関する諸情報は、③のハイパーリンク接続面の操作後に提供される。
- ⑤ ここには、以下のことが挿入される。
  - a) 民法第 651s 条の場合には、倒産保護を提供する組織の名前、
  - b) その他の全ての場合には、顧客の金銭防護者（民法第 651r 条第 3 項）の名前。
- ⑥ ここには、以下のことが挿入される。

- a) 民法第 651s 条の場合には、その時その時の、その所在する土地の住所、E メールアドレス及び電話番号を含む、倒産保護を提供する組織の連絡データ、及び、場合によっては、管轄官庁の名前及び連絡データ、
- b) その他の全ての場合には、その居住する土地の住所、E メールアドレス及び電話番号を含む、顧客の金銭防護者（民法第 651r 条第 3 項）の連絡データ、

⑦ ここに、その操作後にウェブサイト [www.umsetzung-richtlinie-eu2015-2302.de](http://www.umsetzung-richtlinie-eu2015-2302.de) への転送が行われる、「国内法化された形式での EU 指令第 2015/2302 号」という文言で書かれたハイパーリンク接続面が挿入される。

\* 旅行主催者と見なされる事業者がパック旅行の終了前に旅行者の旅行代金の支払金額を受領しておらず、かつ、契約が旅行者の帰路運送を含んでいないため、民法第 651r 条第 1 項の規定により倒産担保に関する旅行主催者と見なされる事業者の義務がないときには、これらの文章はなくなる。

添付 14（第 251 款第 2 条第 1 文第 1 号 a 関係） リンクされた旅行給付の仲介人が、旅行者が帰路運送契約を含む契約を締結した運送人であり、かつ、民法第 651w 条第 1 項第 1 文第 1 号の規定による仲介が行われるときの、旅行者への情報提供に関する方式用紙のひな形

1 つの旅行給付の選択及び支払に引き続いて、①を介してあなたの旅行のために追加的な旅行給付を予約する場合には、あなたは、EU 指令第 2015/2302 号によりパック旅行に適用される諸権利を要求することはできません。

それゆえ、①は、この追加的な旅行給付の取り決め通りの提供につき責任を負いません。問題が生じたときは、どうぞその時々給付提供者に

ご相談ください。しかし、②予約ポータルへの同一訪問の間に追加的な旅行給付を予約するときには、これらの旅行給付はリンクされた旅行給付の一部となります。この場合には、③は、③の倒産により提供されなかったサービスにつき③に支払われたあなたの代金額の払い戻しのために、並びに、必要な場合には出発地へのあなたの帰路運送のために、EU法により定められた防護を提供いたします。当該給付提供者の倒産の場合には、何ら払い戻しはなされないことにご注意ください。

④

③は、⑤と倒産防護を締結しています。

③の倒産により給付があなたに拒絶されるときは、旅行者は、この組織と、又は、場合によっては管轄官庁（⑥）と、コンタクトを取ることができます。

注意：この倒産防護は、事業者③の倒産にもかかわらず履行される③以外の当事者との契約には、適用されません。

⑦

### 作成上の注意

- ① ここには、「我社」か「事業者（リンクされた旅行給付の仲介人の商号／氏名の挿入）」を挿入する。
- ② ここには、「我社の」か「事業者（リンクされた旅行給付の仲介人の商号／氏名の挿入）の」を挿入する。
- ③ ここには、リンクされた旅行給付の仲介人の商号／氏名を挿入する。
- ④ ここに、その操作後に第2掲示板の諸情報が提供される、「倒産保護に関する更なる諸情報」という文言で書かれたハイパーリンク接続面が、挿入される。
- ⑤ ここには、以下のことが挿入される。

- a) 民法第 651s 条と関連した第 651w 条第 3 項第 4 文の場合には、倒産保護を提供する組織の名称、
  - b) その他の全ての場合には、顧客の金銭防護者(民法第 651r 条第 3 項)の名称。
- ⑥ ここには、以下のことが挿入される。
- a) 民法第 651s 条と関連した第 651w 条第 3 項第 4 文の場合には、その時その時の、その所在する土地の住所、E メールアドレス及び電話番号を含む、倒産保護を提供する組織の連絡データ、及び、場合によっては、管轄官庁の名称及び連絡データ、
  - b) その他の全ての場合には、その居住する土地の住所、E メールアドレス及び電話番号を含む、顧客の金銭防護者 (民法第 651r 条第 3 項) の連絡データ、
- ⑦ ここに、その操作後にウェブサイト [www.umsetzung-richtlinie-eu2015-2302.de](http://www.umsetzung-richtlinie-eu2015-2302.de) への転送が行われる、「国内法化された形式での EU 指令第 2015/2302 号」という文言で書かれたハイパーリンク接続面が挿入される。

添付 15 (第 251 款第 2 条第 1 文第 1 号 b 関係) リンクされた旅行給付の仲介人が、旅行者が帰路運送契約を含む契約を締結した運送人であり、かつ、民法第 651w 条第 1 項第 1 文第 2 号の規定による仲介が行われるときの、旅行者への情報提供に関する方式用紙のひな形

このリンク又はこれらのリンクを介してあなたの旅行のために追加的な旅行給付を予約する場合には、あなたは、EU 指令第 2015/2302 号によりパック旅行に適用される諸権利を要求することはできません。

それゆえ、①は、この追加的な旅行給付の取り決め通りの提供につき責任を負いません。問題が生じたときは、どうぞその時々給付提供者に

ご相談ください

しかし、①によるあなたの予約の確認後 24 時間内にこのリンク又はこれらのリンクを介して追加的な旅行給付を予約する場合には、これらの旅行給付はリンクされた旅行給付の一部となります。この場合には、②は、②の倒産により提供されなかったサービスにつき②に支払われた代金額の払い戻しのために、EU 法により規定された防護を提供いたします。当該給付提供者の倒産の場合には、何ら払い戻しはなされないことにご注意ください。

③

②は、④と倒産防護を締結しています。

②の倒産により旅行給付が旅行者に拒絶される時は、旅行者は、この組織と、又は、場合によっては管轄官庁（⑤）と、コンタクトを取ることができます。

注意：この倒産防護は、事業者②の倒産にもかかわらず履行される②以外の当事者との契約には、適用されません。

⑥

### 作成上の注意

- ① ここには、「我社」か「事業者（リンクされた旅行給付の仲介人の商号／氏名の挿入）」を挿入する。
- ② ここには、リンクされた旅行給付の仲介人の商号／氏名を挿入する。
- ③ ここに、その操作後に第2掲示板の諸情報が提供される、「倒産保護に関する更なる諸情報」という文言で書かれたハイパーリンク接続面が、挿入される。
- ④ ここには、以下のことが挿入される。

a) 民法第 651s 条と関連した第 651w 条第 3 項第 4 文の場合には、倒



- 産保護を提供する組織の名称、
- b) その他の全ての場合には、顧客の金銭防護者(民法第 651r 条第 3 項)の名称。
- ⑤ ここには、以下のことが挿入される。
- a) 民法第 651s 条と関連した第 651w 条第 3 項第 4 文の場合には、その時その時の、その所在する土地の住所、E メールアドレス及び電話番号を含む、倒産保護を提供する組織の連絡データ、及び、場合によっては、管轄官庁の名称及び連絡データ、
- b) その他の全ての場合には、その居住する土地の住所、E メールアドレス及び電話番号を含む、顧客の金銭防護者(民法第 651r 条第 3 項)の連絡データ、
- ⑥ ここに、その操作後にウェブサイト [www.umsetzung-richtlinie-eu2015-2302.de](http://www.umsetzung-richtlinie-eu2015-2302.de) への転送が行われる、「国内法化された形式での EU 指令第 2015/2302 号」という文言で書かれたハイパーリンク接続面が、挿入される。

添付 16 (第 251 款第 2 条第 1 文第 2 号 a 関係) リンクされた旅行給付の仲介人が、旅行者が帰路運送契約を含む契約を締結した運送人でなく、かつ、民法第 651w 条第 1 項第 1 文第 1 号の規定による仲介が行われるときの、旅行者への情報提供に関する方式用紙のひな形

1 つの旅行給付の選択及び支払に引き続いて、①を介してあなたの旅行のために追加的な旅行給付を予約するときには、あなたは、EU 指令第 2015/2302 号によりパック旅行に適用される諸権利を要求することはできません。

それゆえ、①は、このような追加的な旅行給付の取り決め通りの提供につき責任を負いません。問題が生じたときは、どうぞその時々給付提

供者にご相談ください。しかし、②同一の訪問による追加的な旅行給付の予約の場合には、これらの旅行給付はリンクされた旅行給付の一部となります。この場合には、③は、③の倒産により提供されなかったサービスにつきあなたが③に支払われた代金額の払い戻しのために、EU法により規定された防護を提供いたします。当該給付提供者の倒産の場合には、何ら払い戻しがなされないことにご注意ください\*。

④\*

③は、⑤と倒産防護を締結しています\*。

③の倒産により旅行給付が旅行者に拒絶される時は、旅行者は、この組織と、又は、場合によっては管轄官庁（⑥）と、コンタクトを取ることができます\*。

注意：この倒産防護は、事業者③の倒産にもかかわらず履行される③以外の当事者との契約には、適用されません\*。

⑦\*

## 作成上の注意

- ① ここには、「我社」か「事業者（リンクされた旅行給付の仲介人の商号／氏名の挿入）」が挿入される。
- ② ここには、以下のことが挿入される
  - a) 情報が電子取引のためのウェブサイトで提供される時は、「我社の予約ポータル」か「事業者（リンクされた旅行給付の仲介人の商号／氏名の挿入）の予約ポータル」が。
  - b) 情報が旅行者及びリンクされた旅行給付の仲介人の同時同席の際に提供される時は、「我社の又は我社との同一のコンタクトの際に」か「事業者（リンクされた旅行給付の仲介人の商号／氏名の挿入）の又は事業者との同一のコンタクトの際に」が。

- ③ ここに、リンクされた旅行給付の仲介人の商号／氏名が挿入される。
- ④ 情報が電子取引のためのウェブサイトを提供されるときは、ここに、その操作後に第 2 掲示板の諸情報が提供される、「倒産保護に関する更なる諸情報」という文言で書かれたハイパーリンク接続面が、挿入される。
- ⑤ ここには、以下のことが挿入される
  - a) 民法第 651s 条と関連した第 651w 条第 3 項第 4 文の場合には、倒産保護を提供する組織の名前、
  - b) その他の全ての場合には、顧客の金銭防護者(民法第 651r 条第 3 項)の名前。
- ⑥ ここには、以下のことが挿入される
  - a) 民法第 651s 条と関連した第 651w 条第 3 項第 4 文の場合には、その時その時の、その所在する土地の住所、E メールアドレス及び電話番号を含む、倒産保護を提供する組織の連絡データ、及び、場合によっては、管轄官庁の名前及び連絡データ、
  - b) その他の全ての場合には、その居住する土地の住所、E メールアドレス及び電話番号を含む、顧客の金銭防護者(民法第 651r 条第 3 項)の連絡データ、
- ⑦ ここには、以下のことが挿入される
  - a) 情報が電子取引のためのウェブサイトを提供されるときは、その操作後にウェブサイト [www.umsetzung-richtlinie-eu2015-2302.de](http://www.umsetzung-richtlinie-eu2015-2302.de) への転送が行われる、「国内法化された形式での EU 指令第 2015/2302 号」という文言で書かれたハイパーリンク接続面が、
  - b) 情報が旅行者及びリンクされた旅行給付の仲介人の同時同席の際に提供されるときは、「国内法化された形式での EU 指令第 2015/2302 号が見られるウェブサイト [www.umsetzung-richtlinie-eu2015-2302.de](http://www.umsetzung-richtlinie-eu2015-2302.de) が<sup>8)</sup>。

\* リンクされた旅行給付の仲介人が旅行者の旅行給付についての報酬支払

金額を受領しておらない、又は、その提供後に初めて受領するため、民法第651w条第3項の規定により倒産担保に関するリンクされた旅行給付の仲介人の義務がないときには、これらの項目はなくなる。給付提供者から委任されたリンクされた旅行給付の仲介人の取り立て代理権に基づいてこの支払金額が倒産専用の信託口座に記入されるときにも、同様のことが妥当する。

添付17（第251款第2条第1文第2号b関係） リンクされた旅行給付の仲介人が、旅行者が帰路運送契約を含む契約を締結した運送人でなく、かつ、民法第651w条第1項第1文第2号の規定による仲介が行われるときの、旅行者への情報提供に関する方式用紙のひな形

このリンク又はこれらのリンクを介してあなたの旅行のために追加的な旅行給付を予約する場合には、あなたは、EU指令第2015/2302号によりバック旅行に適用される諸権利を要求することはできません。

それゆえ、①は、このような追加的な旅行給付の取り決め通りの提供につき責任を負いません。問題が生じたときは、どうぞその時々給付提供者にご相談ください。

しかし、①によるあなたの予約の確認後24時間内に、このリンク又はこれらのリンクを介して追加的な旅行給付を予約するときには、これらの旅行給付はリンクされた旅行給付の一部となります。この場合には、②は、②の倒産により提供されなかったサービスにつき②に支払われた代金額の払い戻しのために、EU法により定められた防護を提供いたします。当該給付提供者の倒産の場合には 何ら払い戻しはなされないことにご注意ください\*。

③\*

②は、④と倒産防護を締結しています\*。

②の倒産により旅行給付が旅行者に拒絶される時は、旅行者は、この組織と、又は、場合によっては管轄官庁(⑤))と、コンタクトを取ることが出来ます\*。

注意：この倒産防護は、②の倒産にもかかわらず履行される②以外の当事者との契約には、適用されません\*。

⑥\*

### 作成上の注意

- ① ここには、「我社」か「事業者（リンクされた旅行給付の仲介人の商号／氏名の挿入）」が挿入される。
- ② ここに、リンクされた旅行給付の仲介人の商号／氏名が挿入される。
- ③ ここに、その操作後に第2表示板の諸情報が提供される、「倒産保護に関する更なる諸情報」という文言で書かれたハイパーリンク接続面が、挿入される。
- ④ ここには、以下のことが挿入される
  - a) 民法第651s条と関連した第651w条第3項第4文の場合には、倒産保護を提供する組織の名前、
  - b) その他の全ての場合には、顧客の金銭防護者（民法第651r条第3項）の名前。
- ⑤ ここには、以下のことが挿入される
  - a) 民法第651s条と関連した第651w条第3項第4文の場合には、その時その時の、その所在する土地の住所、Eメールアドレス及び電話番号を含む、倒産保護を提供する組織の連絡データ、及び、場合によっては、管轄官庁の名前及び連絡データ、
  - b) その他の全ての場合には、その居住する土地の住所、Eメールアドレス及び電話番号を含む、顧客の金銭防護者（民法第651r条第3項）の連絡データ。

- ⑥ ここに、その操作後にウェブサイト [www.umsetzung-richtlinie-eu2015-2302.de](http://www.umsetzung-richtlinie-eu2015-2302.de) への転送が行われる、「国内法化された形式でのEU指令第2015/2302号」という文言で書かれたハイパーリンク接続面が、挿入される。

\* リンクされた旅行給付の仲介人が旅行者の旅行給付についての報酬支払金額を受領しておらない、又は、その提供後に初めて受領するため、民法第651w条第3項の規定により倒産担保に関するリンクされた旅行給付の仲介人の義務がないときには、これらの項目はなくなる。給付提供者から委任されたリンクされた旅行給付の仲介人の取り立て代理権に基づいてこの支払金額が倒産専用の信託口座に記入されるときにも、同様のことが妥当する。

#### 添付 18（第 252 款第 1 項） 担保証書のひな形

（場合によっては担保証書番号を記入）

〇〇〇〇（記入：旅行者の氏名、「裏面に掲げている旅行者」という文言又は予約番号）③のための

#### 民法第 651r 条②によるパック旅行①の担保証書

（場合によっては記入：担保証書の有効期間）④

⑤の倒産の場合には、下記記載の顧客の金銭防護者に対して、民法第651r条第4項の規定の意味における直接請求権が、法定の前提条件の下に、旅行者に帰属する。

顧客の金銭防護者の責任は制限されている。顧客の金銭防護者は、1事業年に全体として彼によっ払い戻される金額につき、1億1000万ユーロまでのみ責任を負う。この金額が旅行者にとって十分でないときは、その総金額が最高限度額に対する比率で払い戻金額は減少される。⑥

再度の問い合わせはこちらへ：（少なくとも記入：対話窓口の名前、住所

及び電話番号;これが損害清算の担当部署でないときは、当該部署の名称、住所及び電話番号)

(記入：顧客の金銭防護者の名称、召喚可能な住所)

顧客の金銭防護者

### 作成上の注意

- ① リンクされた旅行給付の仲介（民法第 651w 条）の場合は、ここに、以下の「パック旅行」という文言に代えて、次の文言が挿入される：「リンクされた旅行給付」。
- ② リンクされた旅行給付の仲介（民法第 651w 条）の場合は、ここに、以下の「第 651r 条」という表示に代えて、次の表示が挿入される：「第 651r 条及び第 651w 条」。
- ③ この表示は削りうる。この場合には、次の文章が挿入される：「担保証書は予約者及び全旅行参加者に適用される。」
- ④ 担保証書が期限付きである場合は、期限は少なくとも契約締結から旅行の終了までの期間を含まなければならない。
- ⑤ ここには、以下のことが挿入される
  - a) パック旅行の場合：「裏面に掲げている旅行主催者」か「旅行主催者の」及び旅行主催者の商号／氏名及び住所
  - b) リンクされた旅行給付の仲介（民法第 651w 条）の場合：「リンクされた旅行給付の仲介人の」及びリンクされた旅行給付の仲介人の商号／氏名及び住所
- ⑥ この項目は、民法第 651r 条第 3 項の規定による責任制限が合意されていない顧客の金銭防護の場合には、なくなる。